

010年3月期の有価証券報告書からの記載開始を目指し、今月15日まで一般からの

**金融庁「コーポレート・ガバナンスに関する開示府令案」**  
**役員報酬等の開示対象（一部）**  
 (2010/2/12公表)

①報酬等の額が1億円以上である役員は、それぞれの報酬等の種類別の額

(1) 1億円の算定基準  
 主要な連結子会社の役員でもあれば、連結子会社から受ける役員の報酬等の額を含めて計算する

(2) 種類別  
 金銭報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金など

②算定方法の決定方針があれば、その内容や決定方法

③使用人兼任役員の使用人給与分のうち、重要なものは総額とその内容

会社法の改正議論も動き出す。千原俊子法相は2月24日に、「会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われる」として、法制審議会に対し同法見直しの一環として、とりまとめを諮問した。

4月下旬、法制審に「会社法制部会」が発足、一年以上をかけて本格的な議論がスタートする。労働側の委員が初めて加わる。企業統治分野で大きな論争となりそうなのが従業員代表監査役制度の創設だ。この構想は昨夏の衆院選前に、連合が「政策・制度 要求と提言」で、企業不祥事や法令違反を抑止するためだと

# 問われる「新経営規律」

## 法務省、会社法改正へ

## 金融庁、役員報酬1億円以上開示へ

して「監査役・監査委員会の構成員に労働組合代表あるいは従業員代表を含める」とことを提唱した。民主党政連の公明会社法プロジェクトチームが連合の要望を受け、同法の要綱案に「監査役の一部を従業員代表から選

本では少数株主の利益保護が不十分との意見がかねて根強い。従業員代表の経営参加が実現すれば、「少数株主保護が軽視される」（大崎貞和・野村総合研究所主席研究員）との懸念が出ている。ほとんどの上場会社は従業員

## 監査役に従業員代表も

員出身者を監査役に既に選任しており、屋上屋との意見も。また、権限の大きい取締役ではなく監査役に従業員代表者がなれば「労働組合が経営に取り込まれるだけで、逆に組合のパワーが落ちるのではないか」と野村修也・中央大学

教授は指摘する。従業員代表監査役制度を創設する場合には日本の経済社会の発展に向け、実際の効果や選出方法などについて徹底した議論が尽くされることを期待したい。参議院選を間近に控え、経済界には「新政権は経営者の意欲をそそぎたい」との声

りしている」との批判が渦巻いている。真偽のほどはともかく、「経済界が断固反対する企業法制は実現しない」という時代は終わった」（経済官庁幹部）。こうした議論で経営者は新政権と向き合う必要があるのだという。 (編集委員 三宅伸吾) お断り「傍聴席」は休みました。

任する」と明記。衆院選で同党が政権を握り、構想が現実味を帯びてきた。民主党政連は「新制度を株主利益保護主義の是正策と位置づける。経産省が「役員構成の多様化策」と整理する。この構想には経営者だけでなく法律家の評判もあまり良くない。民主党政の取組とは異なると、日

企業は「非常に高額な報酬」の開示を求める方針を掲げた。金融庁傘下の研究会は昨年、企業に「非常に高額な報酬」の開示を求める方針を掲げた。金融庁傘下の研究会は昨年、企業に「非常に高額な報酬」の開示を求める方針を掲げた。

古賀伸明・連合会長 従業員は企業経営にとって大事な利害関係者。その従業員が推薦する人が監査役に選任されるのは極めて重要なことではないだろうか。取締役（の現 状は経営の執行機関であり、そこに従業員代表がなるのは適切ではない。新制度は組合の組織率を高める効果もあるだろうが、真の目的は集団的労使関係の安定を通じて、社会の安

定を図ることにある。労働分配率など労働条件に直結するものだけの向上を狙っているわけではない。企業の社会性を担保するための制度と位置づけられており、法制審などでも我々の考えを引き続き主張していく。(談)



円以上のことだと受け止めていた」（経団連幹部）。府令案とりまとめに向け、金融庁首脳陣は当初、「開示は諸外国並み」との基本方針を事務方に示した。米国では最高経営責任者（CEO）など上位5人に限って公表している。一方、欧州では全員開示している国もある。府令案の原案には当初、数値基準はなかった。その後、金融庁の担当者が

けれども、報酬については堂々と胸を張って受け取れば良いと思います。ただ、他首庁の受け止め方は違う。経済産業省は全産業分野を対象にした1億円基準の個別開示は不適切との意見を金融庁に早々と伝えた。1億円以上が高額批判を受ける可能性があり、優秀な経営者のやる気がそがれることなどを同省幹部は懸念する。税法上はとっとなっているの

てしまったのが残念。本来の目的は報酬の具体的な決め方の開示を求め、社長の不透明な権限を抑制するのが狙いだった。ある政府幹部はこう漏らす。府令案は金額の個別開示のほか、報酬の算定の仕方などの開示も求める。企業の現場では株主の了承を得た取締役内で、取締役会が社長などに役員それぞれの金額の決定を委ねている場合が多い。府令案は社長の裁量を透明化する狙いがあった。ただ、不透明な個別報酬の決定過程にメスを入れるのであれば、決定方針と上位数人などの個別開示で足りるのではないだろうか。

## 高額批判、やる気そぐ懸念

「そんなのは知られたくない」と言っ人もいるかもしれない。そんなのは知られたくない。経済界では「少なくとも10億